

文化振興・多文化共生推進課

「文化・芸術、学習の機会」について

1 障害者の文化・芸術の機会

(1) 区の現状と課題

○中野区基本計画（2026年度～2030年度）において、「施策5 誰もが身近に文化芸術に親しめる環境づくり」として、「誰もが文化芸術に親しめる環境づくり」を掲げている。主な事業として「文化芸術作品創作活動支援事業」を位置づけており、アール・ブリュットをはじめとする障害者の作品創作活動等への支援を進めることとしている。

○中野区文化芸術振興基本方針（令和5年3月策定）において、「区の文化・芸術の特徴・現状」として、「障害の有無を超え、才能豊かな創造と多様な価値観に出会うことができるアール・ブリュットと商店街とが結びつき、作品を展示する例や、アーティストや区民によるまちなかの壁画制作活動（ミューラルプロジェクト）、商店街のアーケードにおける小・中学生の絵画作品の展示など、地域の様々な人たちを巻き込んだ多様性のある文化・芸術活動が行われています。」としている。また、「今後の取組の方向性」として、「障害者や外国人の文化・芸術活動支援」を掲げ、「文化・芸術の持つ社会的包摂の機能に着目し、他者と共感し合う心を育み、区民の障害や多文化に対する理解を促進します。」とし、取組の展開例としては、「障害者や外国人の文化・芸術活動の交流や発表機会の充実」「アトリエ pangaea」の展覧会をはじめとした「アール・ブリュットの推進（指定管理者事業）」を挙げている。

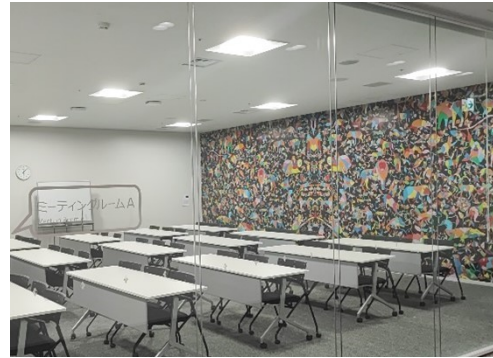
○下記の取組等により、アール・ブリュットの魅力発信を図っている。

- ・区役所の会議室壁面に、アール・ブリュットの作品を使用
- ・配電地上機器を活用した行政情報発信において、ラッピングにアール・ブリュット作品を活用
- ・区役所1階スペースでアール・ブリュット作品を展示

なお、アール・ブリュットに関連して、社会福祉法人と区内商店街の協働により、毎年「NAKANNO街中まるごと美術館！」が実施されており、アートイベントとして定着している。



配電地上機器のラッピングに作品を使用



区役所会議室壁面に作品を使用

- 障害者を対象に、インクルーシブの視点も踏まえ、下記の実施を行っている。
- ・令和6年度に、東京都・中野区芸術文化連携事業として、障害の有無を問わず誰でも参加できる音楽ワークショップを実施。公益財団法人東京都歴史文化財団（アーツカウンシル東京）の助言を得ながら企画し、同事業が好評であったことから、令和7年度においても同様の音楽ワークショップを「中野区子ども・若者文化芸術振興基金」を活用して実施
 - ・文化施設指定管理者の事業として、所属・年齢・障害を問わず多くの方が参加するアトリエ pangaea のワークショップ、展覧会を実施
 - ・スポーツ振興課において、障害者文化スポーツ事業として、知的障害者、身体障害者を対象に運動や音楽のプログラムを実施。令和8年度から聴覚障害者及び視覚障害者を対象に追加予定。



令和7年度実施の音楽ワークショップの様子

○障害の有無を問わず参加できる、インクルーシブな文化芸術事業を実施しているが、一般参加者に比べ、障害者の申し込みが限定的となる傾向があることから、対象者にリーチする情報発信が課題となっている。また、区内の障害者や学校、福祉施設等における文化芸術活動の実態把握ができていない点も課題として挙げられる。

（２）今後の区の方針

情報発信や実態把握などの課題への対応や改善を図りながら、引き続き、障害者を対象とした文化芸術事業の実施やアール・ブリュットをはじめとする文化芸術の魅力発信や支援に取り組んでいく。

また、令和９年度に厚生労働省が主催する「第２７回全国障害者芸術・文化祭」の開催地が東京都に決定したことを踏まえ、協力・連携を図っていく。

（３）ご審議していただきたい事項

・インクルーシブな文化芸術事業への障害者の参加のあり方について（障害の態様や程度に応じた参加の仕組み）

・障害者による文化芸術活動をさらに推進するために、優先すべき取組や事項について

２ 障害者の学習の機会

（１）区の現状と課題

○中野区基本計画（２０２６年度～２０３０年度）において、「施策３７ 生涯にわたり学び続けることができる環境づくり」として、「区民の誰もが生涯を通じて主体的に学習に取り組めるよう、生涯学習環境の充実を図り、多様な学習機会を提供する」ことを掲げており、主な事業として「社会教育訪問学級事業」を位置づけている。また同様に、中野区教育ビジョン（第４次）の「目標Ⅵ 地域における学習やスポーツが活発に行われ、活動をととしての社会参加が進んでいる」において、主な取組内容として「社会教育訪問学級事業」を位置づけている。

○社会教育訪問学級を下記のとおり実施している。

- ・１人で外出することが困難な身体障害者が対象
- ・講師を受講生の自宅に派遣し、希望する科目（英会話・俳句・ピアノ・園芸・ギター・社会など幅広く希望可能）の学習を行う。
- ・学習回数は年間１８回以内、学習時間は月２回、１回２時間程度
- ・年に１回、日頃の学習成果を発表する場として、受講生や講師が一堂に集う「交流発表会」を開催
- ・令和８年度は５名の受講生に対し講師の派遣を決定した（定員８名）

なお、社会教育訪問学級については、より参加者の広がりにつながる事業展開や周知を図る必要があると考えている。また、受講終了後も受講者が主体的に学

びを継続できる支援のあり方について、検討していく必要がある。



社会教育訪問学級チラシ



交流発表会でのギター発表

(2) 今後の区の方針

引き続き社会教育訪問学級事業を実施していくに当たり、より効果的な周知を図るとともに、受講生に対するアンケートの項目を工夫し、受講終了後の学びの継続に向けた支援のあり方等の検討を進める。

(3) ご審議していただきたい事項

・特別支援学校等卒業後、障害者の学習の機会の確保のあり方の方向性について
・障害者が生涯にわたり自ら学べる機会や環境の整備の観点から、継続的な学びに資する支援のあり方について